

資料4

令和3年度社会教育予算の概要（当初予算）

（単位：千円）（％）

科 目		令和3年度予算	令和2年度予算	増 減	対前年度比
社会教育費		7,731,539	7,087,678	643,861	109.1
内 訳	1 社会教育総務費	2,988,847	3,077,175	△ 88,328	97.1
	2 地域社会教育事業費	683,117	716,634	△ 33,517	95.3
	3 図書館費	665,720	581,929	83,791	114.4
	4 博物館費	861,967	347,632	514,335	248.0
	5 天文台費	735,418	738,748	△ 3,330	99.5
	6 科学館費	355,156	366,449	△ 11,293	96.9
	7 自然ふれあい館費	141,883	139,078	2,805	102.0
	8 文化財保護費	1,298,431	1,119,033	179,398	116.0
	9 仙台城史跡整備基金費	1,000	1,000	0	100.0
市民センター費		3,172,366	1,882,678	1,289,688	168.5
内訳	1 市民センター施設費	3,172,366	1,882,678	1,289,688	168.5

令和3年度主要な社会教育事業予算の概要

社会教育費 主要な事業予算を表したものであり、前ページの数値と一致しないことがあります。 (単位:千円)

	事業名	当初予算	内訳
1. 社会教育総務費	生涯学習の推進	1,858	
	文化芸術振興	72,666	○歴史民俗資料館運営管理 72,604 ○その他文化芸術振興 62
	社会教育事業の運営	6,604	○社会学級運営 6,024 ○社会教育関係団体育成 580
	P T A活動の振興	33,959	
	視聴覚教育	684	
	せんだいメディアテーク運営管理	663,487	○指定管理料等
	震災の記録・市民協働アーカイブ事業	18,834	
	せんだい・アート・ノード・プロジェクト	25,000	
	余裕教室活用事業	11,143	
	成人式	9,980	
	大倉ふるさとセンター運営管理費	25,316	○指定管理料等
	子どもの読書活動推進事業	7,408	○子ども読書活動推進 1,636 ○学校図書室等開放事業 5,772
	学校体育施設開放	3,639	
	食育推進事業費	1,531	
	自分づくり教育推進事業費	537	
	放課後子ども教室推進事業費	30,763	
	ミュージアム連携事業	7,250	○文化芸術振興費補助金 6,000
	土曜日の教育支援体制等構築事業	1,066	
	地域学校協働活動事業費	743	
その他社会教育	2,379		

	事業名	当初予算	内 訳		
2. 地域社会教育事業費	市民センター事業	683,117	○家庭教育推進 159		
			○青少年健全育成 776		
			○成人学習振興 1,106		
			○高齢者学習振興 601		
			○地域社会教育推進 3,005		
			○学習情報提供 18,397		
			○学びを支える人材育成 2,874		
			○若者社会参画型学習推進 1,709		
			○住民参画・問題解決型学習推進 2,255		
			○学びのまち・仙台 市民カレッジ 982		
			○子ども参画型社会創造支援 1,706		
			○その他市民センター事業 15,753		
			○市民センター（地区館）事業 633,794		
3. 図書館費	図書等資料購入費 (電子書籍コンテンツ使用料含む)	136,336	○市民図書館 53,939		
			○広瀬図書館 7,974		
			○宮城野図書館 14,716		
			○榴岡図書館 6,981		
			○若林図書館 14,173		
			○太白図書館 15,448		
			○泉図書館 23,105		
			地域文庫の会の活動に対する補助金	570	○仙台手をつなぐ文庫の会補助金 400
					○泉手をつなぐ文庫の会補助金 170
			その他運営管理費	528,814	○若林図書館, 広瀬図書館, 榴岡図書館 指定管理料等

	事業名	当初予算	内訳
4. 博物館費	特別展の開催	18,099	
	市史活用推進	5,746	
	維持補修費	680,558	
	その他運営管理費	157,564	
5. 天文台費	PFI 特定事業	730,210	
	その他運営管理費	5,208	
6. 科学館費	特別展の開催	25,763	
	実験指導用教材整備費	4,463	
	維持補修費	8,869	
	貨物用エレベータ改修	84,348	
	非常用蓄電池更新	895	
	展示リニューアル実施設計	52,907	
	地球深部探査船「ちきゅう」一般公開	23,000	
	その他運営管理費	154,911	
7. 自然ふれあい館費	自然ふれあい館維持補修費	1,700	
	その他運営管理費	140,183	○指定管理料等

	事業名	当初予算	内訳
8. 文化財保護費	埋蔵文化財発掘調査費	690,979	
	陸奥国分寺跡等整備	19,113	
	陸奥国分寺跡地購入費	234,988	
	仙名城跡発掘調査費等	45,350	
	郡山遺跡等発掘調査費	15,259	
	郡山遺跡土地購入費	29,402	
	文化財普及啓発	3,690	
	富沢遺跡保存館運営管理費	113,198	○指定管理料
	縄文の森広場運営管理費	72,294	○指定管理料等
	その他の文化財保護	74,158	
9. 仙名城史跡整備基金費	1,000		

市民センター費

1. 市民センター施設費	市民センター施設	3,172,366	○市民センター運営管理	1,565,660
			○市民センター維持修繕	25,100
			○市民センター施設整備	115,029
			○市民センター大規模修繕	637,610
			○将監地域複合施設建設	808,882
			○旭ヶ丘駅前公共施設整備基本設計	20,085

社会教育関係団体に対する補助金の交付について

補助金の交付に対する意見

社会教育法

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

令和3年度 社会教育関係団体に対する補助金について

資料7

補助金の名称	仙台市嘱託社会教育主事研究協議会運営費補助金
予 算 額	340 千円 (R2 年度 340 千円 / R2 年度比 0 千円)
交 付 団 体	仙台市嘱託社会教育主事研究協議会
交付団体の概要	<p>嘱託社会教育主事(※)で構成され、本市の社会教育について研究・協議し、社会教育を推進することを目的に、研修事業、市民センターとの共催事業、地域社会教育の推進事業等を実施。昭和46年発足。</p> <p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における地域連携・協働の推進、市民センター共催事業、インリーダー研修会、ジュニアリーダー研修会、生涯学習研修会、広報活動、成人式、楽学プロジェクトへの協力 <p>※ 嘱託社会教育主事 社会教育と学校教育との密接な連携により、社会教育の振興を図るため、仙台市独自の制度として、市立学校に勤務する教職員のうち社会教育主事有資格者を「嘱託社会教育主事」として委嘱している。 (令和2年度末：174名委嘱)</p>
交付対象事業	①会員の研修のための事業 ②市民センターとの共催事業 ③地域社会教育の推進 ④その他必要な事業
交付対象経費	①事業費(5区事業費、指導者養成費、広報紙作成費、研修費、調査研修費等)

補助金の名称	仙台市社会教育活動事業運営費補助金
予 算 額	350 千円 (R2 年度 350 千円 / R2 年度比 0 千円)
交 付 団 体	仙台市社会学級研究会
交付団体の概要	<p>仙台市教育委員会が各市立小学校に開設している社会学級(※)の学級生が、学級相互の連絡提携を図り、各学級における望ましい運営や当面する共通問題などについて学習し、社会学級の発展を期することを目的に昭和30年に設立された。</p> <p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究大会、社会学級セミナー、ブロック会、たよりの発行、社会学級の手引き発行、社会学級研究会記録の発行 <p>※ 社会学級 生涯学習推進のため、仙台市教育委員会が市立小学校と鶴谷特別支援学校で開設する学校開放講座。学区内に居住する成人(鶴谷特別支援学校は、児童・生徒の保護者)を対象とし、環境、福祉、教育等をテーマに、学習計画の立案や運営は、学級生自らが行う。</p>
交付対象事業	仙台市における社会学級相互の連絡提携を図り、学級運営共通問題等について研究し、社会学級の発展を期するための事業
交付対象経費	① 事業費 ② 会議費 ③ 事務局運営費

補助金の名称	仙台市小中学校等PTA運営費補助金
予 算 額	12,640 千円 (R2年度 12,640 千円 / R2年度比 0 千円)
交 付 団 体	仙台市PTA協議会
交付団体の概要	<p>仙台市立小学校・中学校・特別支援学校・中等教育学校の学校ごとに設置されるPTAを会員とし(R2年度PTA:185)、PTA会員相互の連帯と協調を図り、変化する社会に対応できる家庭教育・学校教育の推進と幼児児童生徒の安全・安心の確保及び健全育成に努めることを目的に活動している。</p> <p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA指導者研修会、指定都市PTA大会、日本PTA全国大会等の各種研修活動 ・広報紙発行、ホームページ運営 ・児童の交通事故防止を目指した交通安全誘導活動 ・優良PTA(団体・個人)表彰、篤行善行児童生徒表彰等
交付対象事業・経費	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動振興のための運営費 ・事業に必要となる仙台市PTA協議会の運営費等

補助金の名称	仙台市マイスクールプラン21推進事業補助金(余裕教室活用事業)
予 算 額	10,438 千円 (R2年度 10,439 千円 / R2年度比▲1 千円)
交 付 者	各マイスクール運営委員会
交付団体の概要	<p>市立小学校の余裕教室等諸施設を学習活動ルーム「マイスクール」として開放し、地域の生涯学習拠点として活用するマイスクールプラン21推進事業の運営を行うため、事業の実施校ごとに設置されている。マイスクールは、社会教育団体やボランティア団体等の活動拠点を提供するとともに、学校に地域社会の学習資源を取り入れることにより、児童に地域社会を理解する機会を提供することを目的とし、日常の管理・運営については、運営委員会により選任されたコーディネーターが行っている。</p> <p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2年度実施校 小学校 8校 ・手芸講習、調理実習、絵てがみ教室、日本舞踊クラブ、夏祭り・秋祭り、施設との交流事業、映画会等、多彩な事業を実施している。
交付対象事業	マイスクールプラン21推進事業
交付対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ① 事務費(消耗品購入費、電話使用料等) ② 人件費(コーディネーター手当)

補助金の名称	地域文庫の会の活動に対する補助金
予 算 額	570 千円 (R2 年度 570 千円 / R2 年度比 0 千円)
交 付 団 体	① 仙台手をつなぐ文庫の会 (400 千円) ② 泉手をつなぐ文庫の会 (170 千円)
交付団体の概要	<p>公共図書館と連携し、文庫を運営する会員相互の交流と研修を深め、文庫活動を振興し、子供と地域住民のためのより良い文化環境を創造することを目的に設立された団体。</p> <p>「仙台手をつなぐ文庫の会」(昭和 48 年発足)は文庫数 10、「泉手をつなぐ文庫の会」(昭和 50 年)は 7 を有する。</p> <p>【主な活動】 会報の発行、講演会開催、本の勉強会、図書館等のおはなし会への協力、講師派遣</p>
交付対象事業	<p>児童の読書活動の促進を図るため、仙台市図書館に協力し、その所蔵する図書を地域の児童に無償で公開し、文庫活動を行っている者で組織する地域文庫の会の活動</p>
交付対象経費	<p>① 文庫の会の活動及び運営に係る経費 (図書購入費、会場費等) ② 文庫の会の主催又は共催する事業に係る経費 (交流会・研修会開催費用)</p> <p>※補助対象経費の一部で、本市の予算額を上限とする</p>

答申書の構成・内容

はじめに（小形委員）

諮問の内容と諮問を受けてからの議論の経過
提言の範囲の限定

1 障害者・貧困問題への社会教育的アプローチ

障害者について

定義：障害者は、「身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む。），その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて，障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と指摘されている。

身体的・精神的障害があるという側面（impairments）と，参加を阻害する社会的条件（disabilities）との相互作用によるものととらえられる。では，何が学習への参加を阻害するものであるのか。そこからどのような問題が生じているのか。参加と包摂を実現するための施策を明らかにすることが求められる。

第1に，大切な点は，障害のある人びとの「個人の尊厳，自律，自律の尊重」だ。貧困のなかにある人びとについても「尊厳のある暮らし」として，経済的支援はもちろん必要だが，同時に，地域の文化・社会・スポーツ活動に参加すること，社会とのつながりを持つこと，学びつづけることができることが条件として重要である。

第2に，障害者の問題というより，包摂すべき私たち自身の関与のあり方，阻害する社会的諸条件を解消するための努力がなければならない。市民の意識啓発が求められるが，生涯学習を通して障害を持つ人びとと共に学び合う経験を持つことが私たちの意識を変える契機ともなるだろう。全ての市民がこうした経験を持つ機会をつくる必要がある。

第3に，社会的参加と自己決定を尊重しなければならない。とりわけ，「障害者に関する問題について，他の意思決定過程において，障害者（障害のある児童を含む）を代表する団体を通じ，障害者と緊密に協議し，及び障害者を積極的に関与」すること，事業を計画・実施する際に当事者の意見を反映させる機会を持つ努力をすることが大切である。

一方，貧困とは何か。どのような状態なのか。概念自体は歴史的な展開とともに，かつ社会・文化の違いに応じて多様性を持っているが，一般に，貧困概念は2つに分けることができる。

一つは「絶対的貧困」である。これは，生きるうえで必要最低限の生活水準が満たされていない状態を意味し，世界銀行などの国際機関は世帯で「日に1.9ドル」以下の収入の人々を絶対的貧困の状態にあると捉えている。

これに対して、通常使われるのは「相対的貧困」だ。相対的貧困とは、その国や地域の水準のなかで比較して、大多数よりも貧しい状態のことを指しており、所得でみると、世帯の所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない状態のことを言う。結果として、就職すること、働き口を見つけることが困難であり、その他、地域の文化・社会・スポーツ活動に参加する機会を奪われていると言えよう。また、社会的孤立に陥りやすく、社会的つながりを失い、地域社会への参加の機会を奪われている。

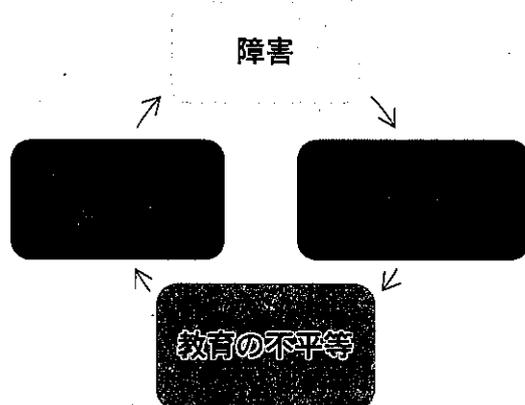


図1 障害者・貧困・教育との関連概念図

この障害と貧困とは教育を媒介にしつつ相互に関係しており、障害の状態にあることにより教育の機会や就労機会を得ることが困難になることが少なくない。また、貧困の状態にある人たちは学校教育、社会教育の機会を享受することが難しいことが多い。

この提言は、社会教育施策を通して、障害者・貧困の状態にある方達を支援することを目指すものであるが、障害にしても、貧困にしても、その問題を解消することをめぐり社会教育が直接できることは極めて限定されることを認識することも大切である。社会教育固有の役割を示すとともに、経済関係、福祉関係、学校をはじめ他のセクターや機関、個人との協力しつつアプローチする手法をとることを意識し（multi-sector approach）、この協力関係のなかで社会教育がどのような役割を果たしうるのか、果たすべきなのか、ということをはっきりさせる必要がある。

2 仙台市における現状-障害者・貧困

(1) 仙台市における障害者をめぐる現状

仙台市において障害者の方々はどのくらいの数になるのか。障害者として認知されるのはあくまで法的・制度的なものであり、実際の数であるとは言えないところがある。しかし、ここでは、仙台市で「障害者手帳」を取得した方々の数を通して把握してみよう。表1に見るように、令和元年度において、「身体障害者手帳」所持者は32,718人、「療育手帳」所持者が9,105人、「精神障害者手帳」所持者が10,355人となっている。残念ながら、「視覚障害」「聴覚障害」など、教育と関係する数値はないが、近年、少しずつ増加していることがわかる。

表1 障害者手帳の所持者の推移

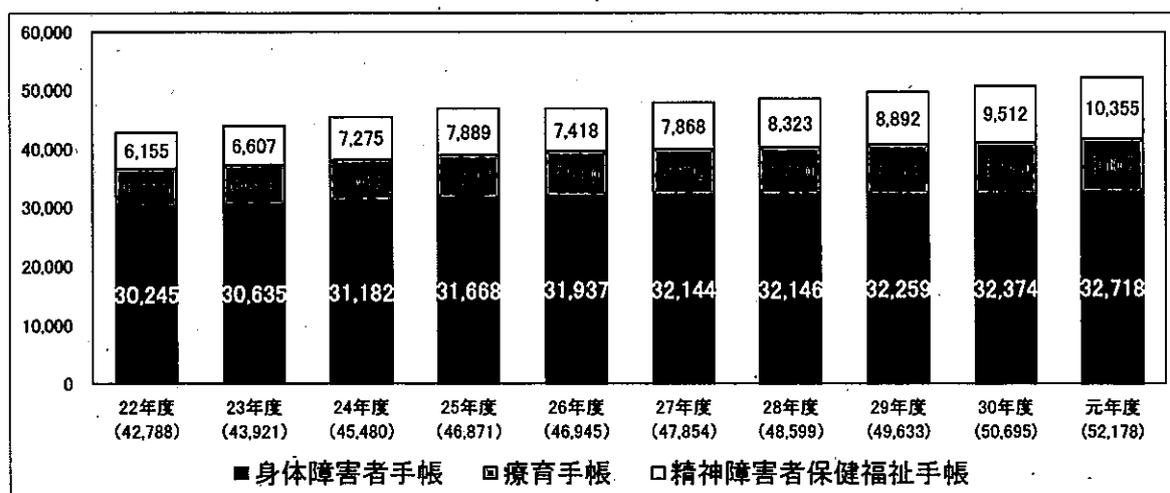
単位：人

年度	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者手帳
平成22年度	30,245	6,388	6,155
平成23年度	30,635	6,679	6,607
平成24年度	31,182	7,023	7,275
平成25年度	31,668	7,314	7,889
平成26年度	31,937	7,590	7,418
平成27年度	32,144	7,842	7,868
平成28年度	32,146	8,130	8,323
平成29年度	32,259	8,482	8,892
平成30年度	32,374	8,809	9,512
令和元年度	32,718	9,105	10,355

出典：仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

図2 障害者手帳の所持者の推移

単位：人



出典：仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

表2は、身体障害者手帳所持者数の年齢別構成の推移である。これに見るよう
に、令和元年度において65歳以上の高齢者の構成が69.1%と3分の2を占めてお
り、50歳代が9.6%、60～64歳が7.2%ほどとなっており、年齢が若いほど比率が
低いことがわかる。「中途障害」なのか？年齢構成を反映するものなのか？

表2 身体障害者手帳所持者数の年齢別構成の推移

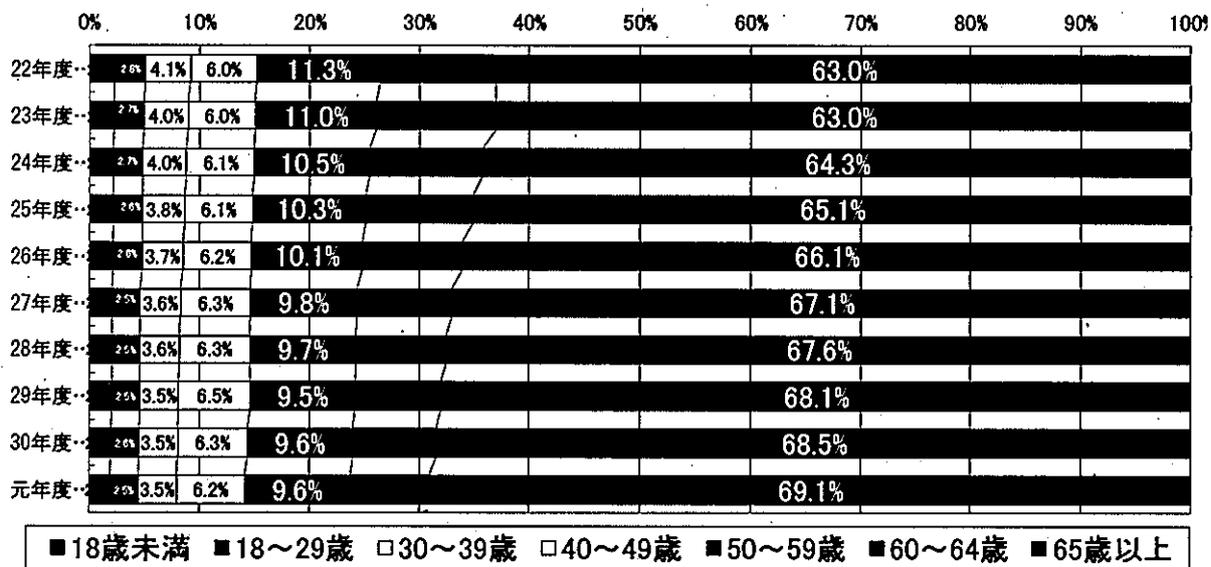
単位：%

年度	18歳未満	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
平成22年度	2.3%	2.8%	4.1%	6.0%	11.3%	10.6%	63.0%
平成23年度	2.3%	2.7%	4.0%	6.0%	11.0%	10.9%	63.0%
平成24年度	2.2%	2.7%	4.0%	6.1%	10.5%	10.3%	64.3%
平成25年度	2.2%	2.6%	3.8%	6.1%	10.3%	9.8%	65.1%
平成26年度	2.2%	2.6%	3.7%	6.2%	10.1%	9.1%	66.1%
平成27年度	2.1%	2.5%	3.6%	6.3%	9.8%	8.6%	67.1%
平成28年度	2.1%	2.5%	3.6%	6.3%	9.7%	8.2%	67.6%
平成29年度	2.1%	2.5%	3.5%	6.5%	9.5%	7.8%	68.1%
平成30年度	2.0%	2.6%	3.5%	6.3%	9.6%	7.6%	68.5%
令和元年度	2.0%	2.5%	3.5%	6.2%	9.6%	7.2%	69.1%

出典：仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

図3 身体障害者手帳所持者数の年齢別構成の推移

単位：%



出典：仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

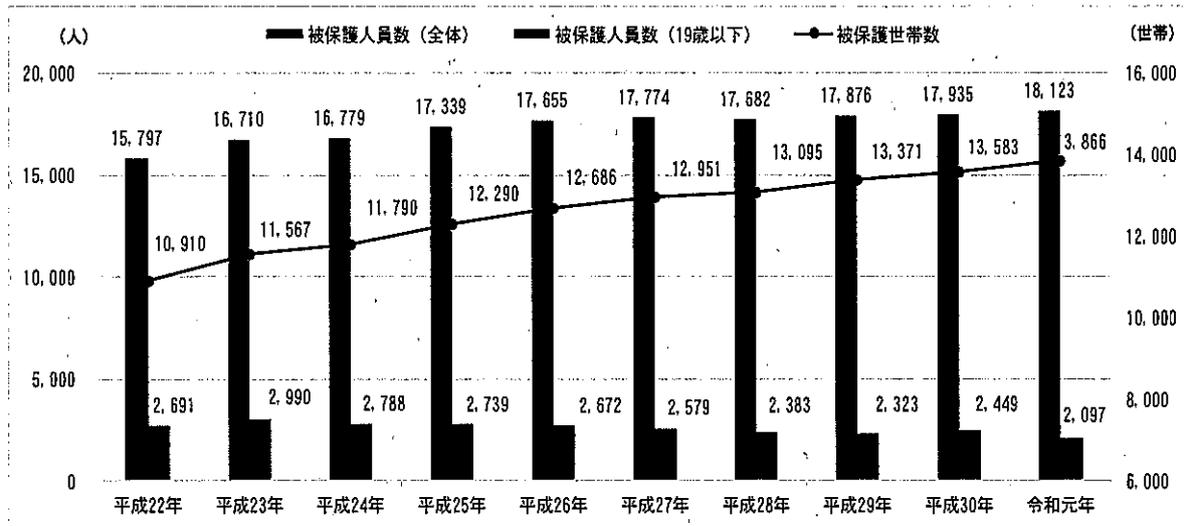
(2) 仙台市における貧困をめぐる現状

冒頭に、「相対的貧困」を問題とすると述べたが、この推移を統計的につかむことは難しい。まず、統計に即して近似的な状況をつかんでみたい。

図4は、仙台市生活保護世帯人員数の推移である。令和元年度において、「被保護世帯」は、13,866世帯となっている。「被保護世人員数」が18,123人ということから、世帯規模が小さいという特徴を持つことがわかる。

令和元年度の世帯形態を見ると、「高齢者世帯」が6,485世帯、「母子世帯」が897世帯、「傷病・障害者世帯」が3,710世帯であり、「障害者」の方々が貧困の状態になりやすい構造があることもわかる。

図3 仙台市生活保護世帯人員数の推移



出典：仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課

表3 仙台市被保護実世帯数及び被保護人員数

年度	生活保護世帯数				計	保護人員数 (人)		保護率 (人口1,000人につき)
	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他		全体	うち19歳以下	
平成22年度	3,850	1,028	3,393	2,639	10,910	15,797	2,691	15.16%
平成23年度	3,975	1,084	3,518	2,990	11,567	16,710	2,990	15.93%
平成24年度	4,248	1,061	3,506	2,975	11,790	16,779	2,788	15.82%
平成25年度	4,614	1,056	3,568	3,052	12,290	17,339	2,739	16.23%
平成26年度	4,990	1,058	3,563	3,075	12,686	17,655	2,672	16.46%
平成27年度	5,363	1,023	3,542	3,023	12,951	17,774	2,579	16.47%
平成28年度	5,689	990	3,548	2,868	13,095	17,682	2,383	16.31%
平成29年度	5,918	953	3,629	2,871	13,371	17,876	2,323	16.46%
平成30年度	6,208	934	3,671	2,770	13,583	17,935	2,449	16.48%
令和元年度	6,485	897	3,710	2,774	13,866	18,123	2,097	16.63%

出典：仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課

表4は、「生活保護種類別被保護人員」である。令和元年度において、「生活」「住宅」「介護」「医療」の比率が高く、教育保護人員が少ないことも、後の課題との関係で確認する。

表4 生活保護種類別被保護人員

単位：人

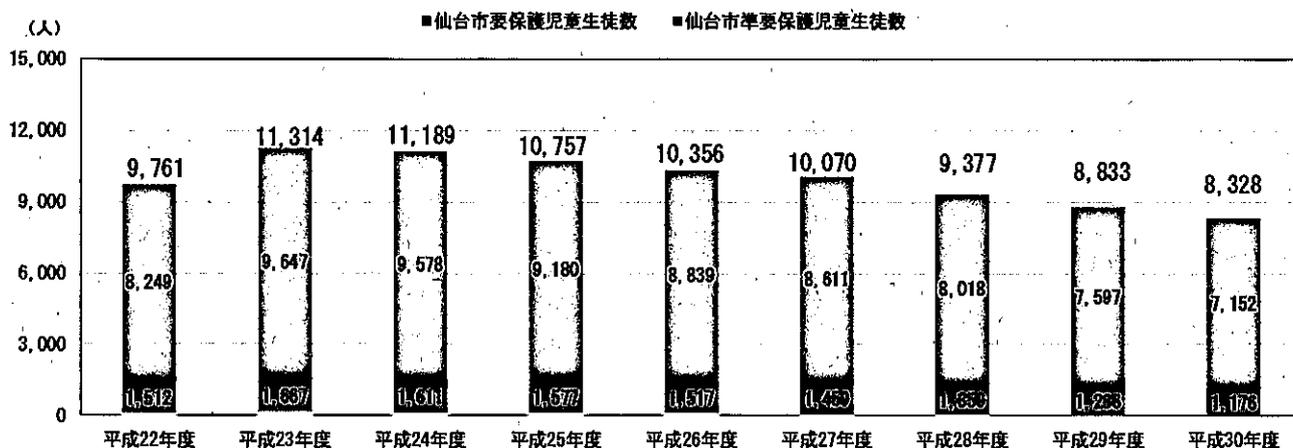
年度	延人員								
	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	計
平成22年度	174,310	167,729	17,432	18,979	154,969	11	5,914	262	539,606
平成23年度	182,459	175,333	18,060	19,817	164,905	9	6,371	341	567,295
平成24年度	183,752	175,141	17,767	21,636	168,679	10	6,397	281	573,663
平成25年度	188,195	180,029	17,549	23,917	174,620	11	6,427	281	591,029
平成26年度	192,044	184,416	16,930	25,861	179,093	15	6,691	324	605,374
平成27年度	190,573	186,556	15,789	27,033	181,518	10	6,440	382	608,301
平成28年度	188,692	186,460	14,815	28,379	180,640	7	6,101	387	605,481
平成29年度	190,370	188,898	14,589	29,716	182,560	10	5,994	407	612,544
平成30年度	189,820	189,409	13,968	31,138	184,788	8	5,838	278	615,247
令和元年度	190,348	190,337	12,712	31,574	186,743	2	5,851	324	617,891

年度	施設内 保護	就労自立 給付	進学準備 給付
平成22年度	873	-	-
平成23年度	932	-	-
平成24年度	1,032	-	-
平成25年度	1,079	-	-
平成26年度	1,151	43	-
平成27年度	1,259	108	-
平成28年度	1,418	105	-
平成29年度	1,686	134	-
平成30年度	1,562	138	65
令和元年度	1,630	155	32

出典：仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課

(3) 子どもの貧困をめぐる現状

図5 要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数の推移



出典：仙台市教育局総務企画部学事課

「貧困が教育機会にどのような影響を与えているのか」について、学校教育をめぐり確認しておく。表5に見るように、「中学卒業時」の進学機会はやや少ないものの、ほとんどの世帯が高校へと進学している。しかし、「高校中退率」が5.8%ほどあること、「高校卒業時」には高等教育機関への進学が制限されていることがわかる。

表5 生活保護世帯に属する子どもの進学状況(平成28年4月1日付)

単位：%

時点	区分	仙台市	宮城県	全国	仙台市全卒業者
中学校卒業時	進学率	96.4%	94.8%	93.3%	99.3%
	就職率	0.5%	0.7%	1.6%	0.0%
高校卒業時	進学率	41.8%	36.2%	33.1%	81.0%
	就職率	45.5%	49.7%	44.3%	13.1%
	高校中退率	5.8%	6.6%	4.5%	-
	高校中退率(一般世帯)	-	1.6%	1.4%	-

出典：仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課

(4) まとめ

3 障害のある人たちの学習の促進

(1) 社会教育機会へのアクセス

①柔軟で、多様な学習機会を提供する（健常者との協同学習を含む）

「障害者一人ひとりのニーズにあった学びを受けられるよう支援する相談員体制を整備する。」

- ・「障害者の社会教育活動の場の実態調査をする。学びの内容や、施設の点検、整備等。」
- ・「障害の方についてですが、障害者かその保護者等の実際にサービスを受ける人の思いを拾えていないので、問題や課題はどうしても想像の範囲を超えないと思いました。」

②障害者の社会教育活動を推進する指導員等の育成をする。

- ・「障害者一人ひとりのニーズにあった学びを受けられるよう支援する相談員体制を整備する。」

③アクセスしやすい学習機会をつくる

- ・「様々な人が利用しやすい環境整備の充実。」
- ・移動、資金、バリアフリーなどの環境的側面

(2) 行政、学校、企業、市民活動組織、諸個人との連携と協働（教育機会の共催、福祉領域への支援）

①福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働

- ・「障害者施設で「生涯学習活動的なもの」が行われており、ニーズが存在することが明らかになった。そのような場面に、あらためて、ソフトなかたちでコミットする方法を検討する。」
- ・「障害者福祉施策のなかで展開されている取り組みに対し、どのようなかたちであれば、横断的 cross-sectionalに関わることができるか、そうしたメタ的（？）な施策を考えるべき。」

②障害者支援団体、企業、個人との区別と連携・協働

- ・「宮城県内市町村との情報交換。関係機関、団体との連携、を進めていく。」

③支援学校・福祉施設との連携と協力

- ・「障害のある市民に対して、学校までは（保・小・中・高）繋がり生涯教育に導けるサポート体制があるが、卒業後のサポート体制が、知りたい人に届いていない。」

- ・「支援学校等での学習も、卒業後の進路に関わってくるところが大きく、生涯学習活動があるとはいうものの少ないと感じる。在学中の充実と卒業後のフォローアップ。卒業後継続して教育活動ができるような仕組みの検討。」
- ・「家族やグループホーム側の理解や協力。」「保護者の支援とか支援者の支援」
- ・「最近、鶴特を卒業した生徒の保護者とお話ししましたが、PTAも市に対して、卒業後にも在学中のように趣味ができるような場所に通えるようにとの要望も出したことがあると聞きました。実現せず、現在は習い事としてお金を払って趣味を広げているとのことでした。」

(3) 障害者・貧困問題の理解を促進する

① 支援情報の広報活動を強化する

- ・「市民の活動を市民が知ることができるようなシステム作りを行う。仙台市は、たくさんの良いことをやっているのに、窓口がバラバラで、困っている方がどこに行けばいいかわからない。また、探しづらい。窓口を一つにしてサポートできる体制が必要。」
- ・「内容を明確にし、必要としている人へ情報がわかりやすく届くように伝える。」

② 市民が障害をめぐる状況や課題を理解する学習機会の提供

- ・「市民の活動を市民が知ることができるようなシステム作りを行う。仙台市は、たくさんの良いことをやっているのに、窓口がバラバラで、困っている方がどこに行けばいいかわからない。また、探しづらい。窓口を一つにしてサポートできる体制が必要。」
- ・「障害も貧困も家族の理解や協力が重要と感じていました。」
- ・「家族へのフォローや、ボランティアなど、もっときめ細やかな配慮ができるとういのではないか。」
- ・「障害者の社会教育活動の場づくりを進めると同時に、社会全体の障害への理解の促進を図ることが大事。」
- ・「地域やまわりとの相互理解を図る。」

その他

- ・「生涯学習関係の予算がどんどん削られている現状なので、生涯学習への参加が困難な人びとのために予算をつけていかないと難しいと思います。ただ、周知をしっかりとるとか、他の部局との連携とか、できることはあるかなと思います。かつて手話や要約筆記付きの講座が一定数市民センターで行われていたので、補助の人がつくとか…。これも予算が必要ですね。」

4 貧困のなかにある人たちの学習の促進

(1) 社会教育機会へのアクセス

①魅力的で、多様な学習機会の提供

- ・「対人が不得手な人のためのオンライン学習の手段の確保」
- ・貧困対策と多様な学習ニーズのための「学び直しの場」の提供。
- ・「地域の課題及びニーズを把握するための組織の確立。」
- ・「全ての市民が一緒に学ぶことは、社会における立ち位置によっても難しいと考えられるので、まず一般的な市民を第1グループとしたならば、貧困世帯の方々を第2グループ、障害のある方々を第3グループと分けて、それぞれのグループに対応しうる学習講座を企画することはむろんのこと、3つのグループが共有できるもしくは支えあうような学習体制にもっていけるようになればと思う。」

②社会教育活動を推進する指導員等の育成をする。

- ・「その際に、単に場所を開放するだけではだめで、適切にコーディネーターを配置する必要もある。そのためには、相応の予算措置が必要となる。」
- ・「障害者の方も、貧困世帯の方も、学習の場に参加するにあたって、何らかのフォローが必ず必要になると思うので、その支援体制をどうするか、どのようなことをすればいいかということについても検討しておかなければならないと思う。」

③アクセスしやすい学習機会をつくる

- ・各市民センターにおいて、（不登校の子供も含めて）もっと子供たちが勉強したり、子供同士あるいは子供と地域の大人が交流したりする居場所として機能するよう、使いやすくする工夫があるとよい。」
- ・「もっとオープンスペースを設けて、特段の用事がなくても（お茶を飲みに来るだけの用事で）市民センターに立ち寄れるような環境整備や工夫があると良いのでは。」
- ・「家庭や学校以外に、心が休まる居場所が少ない。」
- ・「家庭や学校以外の居場所づくりの提供」
- ・「参加が困難な方々の要望、ニーズをまず聞き取りし、実質的な効果がみられるような講座を企画し、これまでの生涯学習に見られた趣味活動やサークル的な内容からレベルアップし切り替えていくことと、一般の方々とは別途の講座であることをアピールし、貧困世帯の方も障害者の方も気兼ねなく参加できる体制を整えることが必要であると考え。」

(2) 行政，学校，企業，市民活動組織，諸個人との連携と協働（教育機会の共催，福祉領域への支援）

①福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働

- ・「障害者施設で「生涯学習活動的なもの」が行われており，ニーズが存在することが明らかになった。そのような場面に，あらためて，ソフトなかたちでコミットする方法を検討する。」
- ・「障害者福祉施策のなかで展開されている取り組みに対し，どのようなかたちであれば，横断的 cross-sectional に関わることができるか，そうしたメタ的（？）な施策を考えるべき。」

②支援団体，企業，個人との区別と連携・協働

- ・「宮城県内市町村との情報交換。関係機関、団体との連携、を進めていく。」

③学校・福祉施設との連携と協力

- ・「家族や保護者の支援とか支援者の支援」

(3) 貧困問題の理解を促進する

①支援情報の広報活動を強化する

- ・「市民の活動を市民が知ることができるようなシステム作りを行う。仙台市は，たくさんの良いことをやっているのに，窓口がバラバラで，困っている方がどこに行けばいいかわからない。また，探しづらい。窓口を一つにしてサポートできる体制が必要。」
- ・「内容を明確にし，必要としている人へ情報がわかりやすく届くように伝える。」
- ・「あらゆる手段を活用した生涯学習活動の情報提供。」

②市民が貧困をめぐる状況や課題を理解する学習機会の提供

- ・「生涯学習の問題や社会的弱者の問題を，個人レベルの問題とせず，しっかり地域社会全体の問題であることを啓蒙していくべき。」
- ・「生涯学習を核とした社会問題の解決をみんなで考えていくワークショップや勉強会を市民センターなどの公的教育施設で開催していくことも，生涯学習の新しい可能性を拓くものになるのでは。」
- ・「市民の活動を市民が知ることができるようなシステム作りを行う。仙台市は，たくさんの良いことをやっているのに，窓口がバラバラで，困っている方がどこに行けばいいかわからない。また，探しづらい。窓口を一つにしてサポートできる体制が必要。」

③ 貧困のなかにある人びとの学習への参加を支えるボランティア活動の促進

- ・「家族へのフォローや、ボランティアなど、もっときめ細やかな配慮ができる
とよいのではないか。」
- ・「地域やまわりとの相互理解を図る。」

その他

- ・「個々の対策も大切ですが、そもそも「生涯学習とは？」「仙台市が考える新しい生涯学習像は？」といった根底的スキームづくりをするべきだと考えます。」

報告書：障害者・貧困への対応の構成

I 障害のある人たちの学習の促進

1. 社会教育機会へのアクセス
 - 柔軟で、多様な学習機会を提供する（健常者との協同学習を含む）
 - 障害者の社会教育活動を推進する指導員等の育成をする
 - アクセスしやすい学習機会をつくる
2. 行政、学校、企業、市民活動組織、諸個人との連携と協働（教育機会の共催、福祉領域への支援）
 - 福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働
 - 障害者支援団体、企業、個人との区別と連携・協働
 - 支援学校・福祉施設との連携と協力
3. 障害者・貧困問題の理解を促進する
 - 支援情報の広報活動を強化する
 - 市民が障害をめぐる状況や課題を理解する学習機会の提供

II 貧困のなかにある人たちの学習の促進

1. 社会教育機会へのアクセス
 - 柔軟で、多様な学習機会の提供
 - 社会教育活動を推進する指導員等の育成をする
 - アクセスしやすい学習機会をつくる
2. 行政、学校、企業、市民活動組織、諸個人との連携と協働（教育機会の共催、福祉領域への支援）
 - 福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働
 - 支援団体、企業、個人との区別と連携・協働
 - 学校・福祉施設との連携と協力
3. 貧困問題の理解を促進する
 - 支援情報の広報活動を強化する
 - 市民が貧困をめぐる状況や課題を理解する学習機会の提供
 - 貧困のなかにある人びとの学習への参加を支えるボランティア活動の促進

提言文のひな型（文例）

20210415
高橋メモ

支援学校・福祉施設との連携と協力

障害のある市民の学習機会をめぐる問題の一つは、学校や福祉団体や機関に属している人たちは、それぞれが計画実施している学習を受けることができるが、それらに属していない障害者にとって学習機会にアクセスすることが難しいことである。

現状

こうした障害のある市民たちが、在学中における芸術・文化・スポーツ活動を充実させるとともに、卒業後のフォローアップや卒業後継続して教育活動ができるような仕組みの検討する必要がある。また、家族やグループホーム側との連携をつくり、理解や協力を得る必要がある。

施策

柔軟で、多様な学習機会を提供する（健常者との協同学習を含む）

障害のある市民が学ぶ場としては、福祉プラザなどの福祉領域で学ぶことが中心となっている。社会教育の領域で学ぶ人たちは少ない現状がある。市民センターでは、いくつかの事業に手話通訳等の人員を配置するなどしているが、その数も限られ十分とは言い難い。

現状

障害のある市民のニーズに合った学習機会を用意するためには、社会福祉領域との連携をより積極的に図るとともに、市民センターや社会教育施設でも相談員体制を整備して障害者一人ひとりのニーズにあった学びを受けられるよう支援する必要がある。また、障害者の社会教育活動の場の実態調査を踏まえることも大切である。こうした理解にもとづいて学びの内容や、施設の点検、整備等を図ることが求められる。障害者の権利を尊重するという視点からは、社会教育施設の運営に当たって審議会や利用者の集いなどに障害のある人たちが参加し、意見を反映させる仕組みを整備することも課題となろう。

施策

市民が障害をめぐる状況や課題を理解する学習機会の提供

すべての人に拓かれた社会教育の学習機会を整備するためには、障害者をめぐる状況についての理解を深めることが欠かせない。しかし、現状では障害者をめぐる課題等について学ぶ機会はそう多くない。

現状

障害のある市民の社会教育活動の場づくりを進めると同時に、社会全体の障害への理解の促進を図ることが大切である。障害をめぐる生活上の困難や課題について市民の理解を広げること、例えば、障害者をめぐる雇用の問題、それとも関連する貧困の問題、家庭生活をめぐる諸問題などについて学ぶ機会をつくり、障害者と健常者とがともに学ぶことが大切である。仙台市における障害者のある人びとの社会教育活動を支援する市民活動団体との連携することは、こうした団体との協力関係の構築や実情に即した理解を深めるだけでなく、支援の活動への参加を広めることにも結びつくことになる。

施策

〈 記 入 要 領 (案) 〉 ※R3.4.15 時点

1 書体について タイトルや見出しはMSゴシック, その他はMS明朝。

2 インデント 同じページ内では極力揃える。

3 漢字, かな, 数字等表記について

以下に掲げる事項については統一して記載。

(1) 漢字記載

及び 並びに 行う 係る 取り組み 貸出し 生かす 目指す

(2) ひらがな記載

また ともに ただし したがって あわせて

(3) カタカナ記載

カ年 カ所

(4) 数字

1桁 → 全角 2桁以上 → 半角

(5) 句点

「,」 「。」 (どちらも全角)。

(6) 記号

カギカッコ等, 原則的に全角。

(7) 日付表記

令和〇〇年〇月〇日 (〇) とする。

社会教育委員の会議 検討スケジュール

(令和3年4月13日版)

		社会教育委員の会議(主な内容)
令和元年度	11月	第1回定例会(11/19) ・委嘱状交付、委員長等選出 ・会議の運営等について
	12月	
	1月	
	2月	第2回定例会(2/4) ・諮問 ・勉強会
	3月	
令和2年度	4月	第3回定例会(4/14) ・中止(新型コロナウイルス感染拡大状況のため)
	5月	
	6月	第3回定例会(6/2) ・社会教育関係組織及び予算、補助金について(報告) ・新型コロナの社会教育事業への影響について(報告) ・今後の進め方について(協議)
	7月	第4回定例会(7/27) ・諮問への答申へ向けた論点について
	8月	
	9月	第5回定例会(9/23) ・「(仮称)仙台市教育プラン」骨子案について(報告) ・調査進捗報告(協議)
	10月	
	11月	第6回定例会(11/24) ・「(仮称)仙台市教育構想2021」中間案について(報告) ・調査報告(協議) ・施策の柱建てについて(協議)
	12月	
	1月	
	2月	第7回定例会(2/2) ・「(仮称)仙台市教育構想2021」中間案に対する意見聴取について(報告) ・施策の柱建てについて(協議)
	3月	
	令和3年度	4月
5月		
6月		第9回定例会(6/1) ・答申書素案の協議 ・答申書最終案の協議
7月		
8月		第10回定例会(8/3) ・答申書最終協議 ※答申
9月		
10月		第11回定例会(10/12)